

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、富士見市国民健康保険条例の一部を改正します。

2 内容

(1) 国民健康保険運営協議会の名称について

国民健康保険運営協議会の名称が市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正されたことに伴い、富士見市国民健康保険運営協議会が改正後の協議会であると定義する内容の改正をします。

(2) 字句の修正

簡易な字句の修正をします。

3 施行期日

公布の日から施行します。